

# 議 員 派 遣 書

令和4年12月22日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び盛岡市議会会議規則（昭和40年議会規則第2号）第125条第1項の規定に基づき、次のとおり議員を派遣する。

## 1 令和4年度岩手県市議会議長会第2回定期総会

- (1) 派遣目的 令和4年度岩手県市議会議長会第2回定期総会への出席
- (2) 派遣場所 八幡平市
- (3) 派遣期間 令和5年1月19日から令和5年1月20日まで
- (4) 派遣議員 村上貢一副議長